

# 福岡市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業補助金交付要領

平成 21 年 1 月 5 日 改正  
平成 23 年 4 月 1 日 改正  
平成 25 年 4 月 1 日 改正  
平成 28 年 1 月 1 日 改正  
平成 31 年 4 月 1 日 改正  
令和 2 年 9 月 1 日 改正  
令和 3 年 4 月 1 日 改正  
令和 7 年 4 月 1 日 改正

## (目的)

第 1 条 この要領は、福岡市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

## (定義等)

第 2 条 この要領における用語の意義は、要綱並びに建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）に定めるところによる。

## (補助対象建築物)

第 3 条 要綱第 2 条第 2 号ロに規定する除去等事業の補助対象建築物とは、次に掲げる建築物とする。

- (1) 建築基準法別表第 1 に掲げる建築物に供する用途
- (2) 事務所
- (3) 工場
- (4) 理髪店、クリーニング取次店、損害保険代理店その他これらに類するサービスを営む店舗
- (5) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
- (6) その他市長が認めるもの

## (補助の対象)

第 4 条 要綱第 3 条第 1 号に規定する所有者等とは、次に掲げる者とする。

- (1) 補助対象建築物の所有権を有する者
- (2) 建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）に定める区分所有者の団体又は管理者

2 要綱第 3 条第 2 号に規定する国、地方公共団体その他これらに準ずる者とは、独立行政法人及び地方公共団体が設立した地方独立行政法人その他地方公共団体の設立、出資等に係る法人とする。

3 要綱第 3 条第 2 号に規定する大規模な事業者として別に定める者とは、中小企業基本法第 2 条第 1 項第 1 号から第 4 号に定められている、資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数を超えてその事業を営むものとする。

## (補助対象経費及び補助金額)

第 5 条 補助金の交付の対象となる対象経費及び補助金額は、次の表のとおりとする。

種 目	対 象 経 費	補 助 金 の 額
分析調査	補助対象建築物について、分析調査	250,000 円を限度とする。ただし、

事業	事業に要する経費で分析による調査を実施する機関（以下「分析機関」という。）に対して支払う費用	市長が必要と認める場合は、個別に必要と認める額（1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。）
除去等事業	補助対象建築物について、除去等事業に要する経費でアスベストの除去等を行う施工業者（以下「施工者」という。）に対して支払う費用	対象経費の3分の2以内の額。ただし、1,200,000円（指定建築物の除去工事にあつては、3,000,000円）を限度とし、分析調査事業で補助金を受けた場合はその額を控除する。（1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。）

（交付の申請）

第6条 要綱第5条第1項に規定する福岡市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業補助金交付申請書（分析調査事業）（様式第1号）に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

- （1）申請に係る補助対象建築物の登記事項証明書その他当該補助対象建築物の所有者が分かる書類
- （2）市税の滞納がないことの証明書
- （3）確認済証等の写しその他申請に係る補助対象建築物の建築年月日及び用途を明らかにする書類
- （4）補助対象建築物となる建築物の全景、対象部位、状況等が確認できる写真
- （5）補助対象建築物を明示した位置図、配置図、各階平面図、立面図、断面図等
- （6）アスベスト分析調査事業に係る対象経費の見積書の写し及び分析機関が作成した調査仕様書
- （7）特定建築物石綿含有建材調査者又は一般建築物石綿含有建材調査者であることを証明する書類
- （8）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

2 要綱第5条第2項福岡市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業補助金交付申請書（除去等事業）（様式第2号）（指定建築物の除去工事にあつては、補助金交付申請書（様式第2号の2））に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

- （1）前項の第1号から第5号に掲げる書類
- （2）分析機関が発行した分析調査結果報告書
- （3）施工者の工事仕様書、作業計画、工程表及び見積書
- （4）特定建築物石綿含有建材調査者又は一般建築物石綿含有建材調査者であることを証明する書類
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

（完了実績報告）

第7条 要綱第9条第1項に規定する福岡市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業完了実績報告書（分析調査事業）（様式第8号）に添付する書類は、次に掲げる書類とする。

- （1）分析機関が発行した分析調査結果報告書
- （2）分析機関と締結した契約書の写し

- (3) 分析による調査に要した費用に係る分析機関からの請求書の写し
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
- 2 要綱第9条第2項に規定する福岡市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業完了実績報告書（除去等事業）（様式第9号）に添付する書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 施工者が発行したアスベスト除去等事業結果報告書
  - (2) 施工者と締結した契約書の写し
  - (3) 除去等事業に関する関係法令の届出書等の写し
  - (4) 除去等事業に要した費用に係る施工者からの請求書の写し
  - (5) 施工写真
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

（補助金の請求）

- 第8条 要綱第11条第1項に規定する福岡市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業補助金交付請求書（様式第12号）に添付する書類は、次に掲げる書類とする。
- (1) 福岡市会計規則による請求書
  - (2) 分析機関又は施工者に費用を支払ったことを証する領収書の写し
  - (3) 福岡市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業補助金額確定通知書の写し

（様式）

第9条 要綱に規定する様式は、次の表のとおりとする。

要 綱	名 称	別 記 様 式
第5条第1項	福岡市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業補助金交付申請書（分析調査事業）	様式第1号
第5条第2項	福岡市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業補助金交付申請書（除去等事業）	様式第2号
第5条第2項	福岡市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業補助金交付申請書（除去等事業）	様式第2号の2
第6条第1項	福岡市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業補助金交付決定通知書	様式第3号
第6条第3項	福岡市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業補助金不交付決定通知書	様式第4号
第7条	福岡市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業補助金交付申請取下げ届	様式第5号
第8条第1項	福岡市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業補助金交付変更申請書	様式第6号
第8条第2項	福岡市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業補助金交付変更通知書	様式第7号
第9条第1項	福岡市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業完了実績報告書（分析調査事業）	様式第8号
第9条第2項	福岡市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業完了実績報告書（除却等事業）	様式第9号
第9条第5項	福岡市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書	様式第10号
第10条	福岡市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業補助金額確定通知書	様式第11号
第11条第1項	福岡市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業補助金交付請求書	様式第12号
第12条第3項	福岡市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業補助金交付決定取消通知書	様式第13号
第13条第2項	福岡市民間建築物吹付けアスベスト除去等対策事業補助金返還命令書	様式第14号

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から実施する。
- 2 この要領は、平成21年1月5日から実施する。

- 3 この要領は、平成23年4月1日から実施する。
- 4 この要領は、平成25年4月1日から実施する。
- 5 この要領は、平成28年12月1日から実施する。
- 6 この要領は、平成31年4月1日から実施する。
- 7 この要領は、令和2年9月1日から実施する。
- 8 この要領は、令和3年4月1日から実施する。
- 9 この要領は、令和7年4月1日から実施する